

# 食品安全委員会プリオン専門調査会

## 第82回会合議事録

1. 日時 平成25年9月2日（月） 9：30～11：15
2. 場所 食品安全委員会中会議室
3. 議事
  - (1) アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
  - (2) ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
  - (3) その他
4. 出席者
  - (専門委員)  
小野寺専門委員、門平専門委員、酒井専門委員、佐多専門委員、永田専門委員、山田専門委員、山本専門委員
  - (専門参考人)  
村上専門参考人、横山専門参考人
  - (食品安全委員会委員)  
熊谷委員長、佐藤委員、三森委員、石井委員、上安平委員
  - (事務局)  
姫田事務局長、本郷事務局次長、磯部評価第一課長、山本評価第二課長、前田上席評価調整官、大曾根課長補佐、廣田評価専門官、本山係長、石井技術参与、小山技術参与
5. 配布資料
  - 資料1 アイルランド及びポーランドの飼料規制の遵守状況
  - 資料2 アイルランド評価書（案）たたき台
  - 資料3 欠席の専門委員からの意見等
  - 資料4 ブラジルのBSE対策状況のまとめ【暫定版】
  - 参考資料1 食品健康影響評価について  
「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について」
  - 参考資料2 食品健康影響評価について

## 「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

### 6. 議事内容

○酒井座長 ただ今から第 82 回のプリオン専門調査会を開催いたします。

本日は、筒井専門委員が急遽欠席されるという御連絡がありましたので、7 名の専門委員の御出席でございます。欠席の専門委員は、甲斐専門委員、中村専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員、そして筒井専門委員の 6 名でございます。また、食品安全委員会からは 5 名の委員に御出席をいただいております。さらに、本日、帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科教授の村上専門参考人、並びに動物衛生研究所インフルエンザ・プリオン病研究センター長の横山専門参考人のお二人にお越しいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましてはお手元の資料でございます第 82 回プリオン専門調査会議事次第を御高覧いただきたいと思います。

それでは、議事に入る前に事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 6 点でございます。資料 1 が、「アイルランド及びポーランドの飼料規制の遵守状況」、資料 2 が「アイルランド評価書（案）たたき台」、資料 3 が「欠席の専門委員からの意見等」、資料 4 が「ブラジルの BSE 対策状況のまとめ【暫定版】」。参考資料が厚生労働省からの諮問文書でして、参考資料 1 がアイルランド及びポーランドの分、参考資料 2 がブラジルの諮問文書となっております。

不足の資料等はありませんでしょうか。なお、これまでの評価書及び今回の諮問に係る提出資料などは、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、適宜必要に応じて御覧いただけますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち、閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上でございます。

○酒井座長 それでは、事務局から平成 15 年 10 月 2 日付けで食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項につきまして、報告をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、

平成 15 年 10 月 2 日委員会決定の 2 の (1) に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○酒井座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容等につきまして振り返りたいと思います。まず最初に、諮問事項、アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関しまして事務局から評価書（案）の背景及び評価に向けた経緯及び BSE の現状のたたき台について、さらに筒井専門委員から牛群の感染状況について、山本専門委員から SRM 及び食肉処理についてそれぞれ説明がありました。

2、審議の結果、次回の専門調査会までに起草委員がさらに検討を進め、両国の飼料規制の遵守状況に関する資料を作成するとともに、可能であれば諮問事項 (1) 及び (2) に関する評価結果のたたき台を作成することとされたところであります。

3、続いて諮問事項、ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関しまして、事務局から前回の専門調査会で専門委員から質問があった事項について、山本専門委員から平成 22 年 2 月のブラジルに係る自ら評価の概要についてそれぞれ説明がありました。

4、今回の審議の進め方につきまして、座長である私からの提案により、担当起草委員を設けること、起草委員の人選については原則平成 24 年 10 月の評価の場合と同じとし、座長代理と相談の上決定するとされたところでございます。

本日はまずアイルランド及びポーランドの諮問案件につきましてさらに審議を進めたいと思います。

議事 1、アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価につきまして、まず事務局より前回以降の補足資料の提出状況について説明をお願いいたします。

○大曾根課長補佐 それでは、御説明させていただきます。資料は特にございません。

厚生労働省を經由いたしまして、アイルランド政府及びポーランド政府に確認いたしました事項について、それぞれ 7 月及び 8 月に回答があったところでございます。こちらの回答につきましては先日先生方には送付させていただいたところでございます。

飼料規制の遵守状況として、飼料の検査結果など特に違反があった場合の違反内容について確認をしたところでございますが、ポーランドにつきましては具体的な違反内容の回答がなかったところでございます。

また、そのほか最初に厚生労働省から提出があった資料の中で、BSE の検査陽性牛の月齢が不明であったものでありますとか、今年になって両国で 1 頭ずつ発生した陽性牛

の詳細について今回回答が得られたところでございます。ちなみに、今年になって確認された陽性牛でございますが、アイルランドの1頭につきましては1998年生まれの178か月齢の牛で、これは死亡牛を検査したものでした。定型 BSE か非定型 BSE かの分類はまだしていないという回答がありました。ポーランドで発生した今年の1頭でございますが、これはポーランドの完全飼料規制前であります2003年8月生まれの113か月齢の牛でして、これは健康と畜牛を検査したものでした。こちらはL型の非定型 BSE という報告がありました。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

続きまして、前回の専門調査会での審議を踏まえ、アイルランド及びポーランドの飼料規制の遵守状況につきまして起草委員の先生方にまとめていただいております。起草委員を代表しまして山本専門委員に説明をお願いいたします。

昨年のフランス及びオランダにおける30か月齢までの輸入に関する評価では、規制状況までを公表して結果を導いたところでございます。今回も同様ですが、アイルランド及びポーランドにつきましてはその前提として遵守状況を確認することにいたしました。その理由は、アイルランドについてはいわゆる BARB の確認頭数が多いため、一方ポーランドにつきましては最終飼料規制の導入がこれまでの評価対象国と比べまして遅いためと理解しております。これを踏まえまして、山本専門委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本専門委員 それでは、説明させていただきます。

資料1を御覧ください。アイルランド及びポーランドの飼料規制の遵守状況について書かれてありますが、まずアイルランドです。飼料規制に係る監視体制ですけれども、農業・漁業・食糧省の動物飼料コントロールグループによって毎年定められているEU規則に基づいた飼料サンプリング計画によって行われています。

輸入、製造、使用を含むフィードチェーンの全ての段階で、施設の立入検査とサンプリングが行われており、検査は顕微鏡検査により行われています。

検査対象施設の選択に当たっては、EUのレギュレーションで決まっておりますように、動物性たん白質の混入の可能性とか、レンダリング工場との隣接、以前に不適合があるかなど、そのリスクに応じた基準が適用され選択されているということです。

不適合事例が確認された場合に講じる措置としましては、動物性たん白質の混入が確認された場合には全ての飼料が押収されて、導入、使用、販売、在庫量の記録を検証し、必要に応じて汚染源、導入元の追跡などをやって、汚染の程度、これは出荷先の追跡調査の確認のためにさらなるサンプリングが行われるということです。

次のページにいきまして、結果としましては表1に示してありますように、2006年～2012年の結果ですが、製造段階もしくは牛飼養農家においてその飼料がどのように扱われているかということを検査したわけです。検査数はそこに書かれてあるように、約200

～260、飼養農家では 627～976 というのですが、この段階での不適合は見つかっていません。それから、ちなみに最後に生まれた BARB というのは 2004 年 4 月ですので、2006 年以降の飼料不適合はこの場合見られていないということです。

表 2 ですが、これは輸入飼料の方で、この場合は輸入飼料と国産飼料が分かれているのは 2011 年からですが、その輸入飼料での違反が見つかっています。

次の事例の詳細というものをみていただくと、3 ページ目、2001 年、4 件の違反があります。これは米国から輸入されたとうもろこしグルテン飼料の 2 つの積荷で微量の哺乳類由来骨が検出されたということですが、これは 2,907 t のうちの 1,943 t が廃棄され、残りは分析後に解放されています。それから、英国から輸入された豚用飼料の 2 つの積荷で微量の魚類由来骨が検出されたということで、これは 798 t のうちの 468 t が廃棄され、残りは分析後に解放されたということです。

2002 年にまた 4 件出ております。とうもろこしグルテン飼料と蒸留乾燥飼料の輸入原料の積荷、ここで微量の哺乳類由来骨が検出された。この由来動物についてはわかりません。押収された全て 1,398 t の全量が廃棄されたということですね。それから、輸入豚用飼料の 2 つの積荷で微量の魚類由来骨が検出されたということです。これは英国のメーカーに返却されております。

それから、2004 年、哺乳類由来骨 2 件の違反があったわけですが、米国から輸入されたとうもろこしグルテン飼料とドイツから輸入されたビートパルプの原料の積荷で微量の哺乳類由来骨が検出された。押収された 10,675 t の全量が廃棄された。

それから、2006 年魚類由来骨 2 件。これが英国のメーカーに返却されています。

それから、2011 年の 1 件は哺乳類由来骨で、これは輸入された魚粉を含む豚用飼料サンプルで、哺乳類由来の小突起物が検出されたが、これは海生哺乳類由来のものと考えられているということです。

いずれの例も骨の混入例であって、2011 年の違反は豚用の飼料であるということですね。それぞれが返却されたり全ての廃棄が確実に行われたということで。アイルランドにつきましてはそういう規制がきちっと、飼料の規制は確実に行われていると。英国が多数発生した当時のような管理の状況ではなく、相当厳密な管理が行われているということです。

参考情報として、飼料工場数が 2012 年においては 76、それから牛の飼養農家数は 2013 年に約 11 万 6,000 戸、牛飼養頭数は 2011 年のデータですが、約 586 万頭というふうになっています。

アイルランドは以上ですが、先ほど申し上げましたけれども、飼料規制は確実に行われているというふうに判断いたしました。

それから、ポーランドですが、飼料規制の遵守状況は主任獣医官により毎年定められるリスクに基づいた年次計画によって監視されているということです。

飼料原料の製造業者、配合飼料の製造業者、薬用飼料の製造業者、飼料添加物メーカー、

ペットフード製造業者、自家用飼料製造業者、飼料輸送業者、飼料を扱う商社などが検査の対象となっています。

年次計画の決定に当たっては、事業の種類により、少なくとも年に 1~4 回の立入検査が計画されており、リスク分析の結果により、検査回数は増加いたします。

サンプリング検査は顕微鏡検査、PCR 法、ELISA 法等により行われておりまして、禁止された動物由来たん白質の有無を確認するために毎年約 8,000 の飼料サンプルが収集されるということです。

不適合事例が確認された場合に講じる措置としては、禁止された動物由来たん白質が飼料中に検出された場合には、地区獣医官は残りの飼料の廃棄に加え、飼料が存在していた機器、飼料・飲料水供給ライン及び家畜が収容されている施設全体の洗浄に関する行政命令を行うということです。

さらに、地区獣医官は、そのような飼料を給与された動物が市場に出荷されることを禁止しています。

立入検査の結果ですけれども、5 ページを御覧ください。表 3 には製造段階、牛飼養段階でものすごい数の検査が行われていますが、不適合数も結構ありまして、2012 年でもいまだにまだ製造段階で 131 件、それから牛飼養農家の段階で 1,206 件と。サンプル数が非常に多いわけですけれども、輸入、国産では、輸入飼料ではないのですが、国産の飼料にやはり 2012 年でも 232 件の違反があると。

表 4 の国産飼料の内訳としては、飼料原料、それから反すう動物用飼料、非反すう動物用飼料ということで、反すう動物用飼料に 2012 年で 11 件の違反があるという状況です。

牛飼養農家の検査数がものすごく多いわけですけれども、先ほど申し上げたようなアイルランドと同様の飼料工場数とかのデータが参考情報として来ております。2012 年に飼料工場数は 286、牛飼養農家数が 2012 年に約 64 万戸、相当小規模の農家がかかなり多いのではないかというふうに考えられます。2012 年の牛飼養頭数は 613 万頭ということです。

これらのデータを見ますと、毎年約 8,000 サンプルの検査がなされているわけですが、違反内容の詳細がやはり不明です。このことから再度問い合わせる必要があると考えますので、その回答を待ってから審議を進めると良いかなというふうに考えています。やはり反すう動物用飼料で 2012 年 11 件あるのと、牛飼養農家において 1,206 件もの違反があるということは飼料規制の状況をもう少し詳しく見ないと本当に管理されているかどうかというのはなかなか判断しにくいところだと考えております。

説明は以上です。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただ今の山本専門委員からの御説明につきまして、御意見御質問ございませんでしょうか。

御説明の中でアイルランドにつきましては飼料規制が厳密に行われている。それから、ポーランドにつきましては違反数が多い、違反の内容が不明であるという御意見でございますが。どうぞ、活発な御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

○佐多専門委員 2点だけ教えてください。一つは、アイルランドの検査が顕微鏡検査によって行われていて、見つかったのが哺乳類や魚類由来の骨だということになっています。例えばポーランドはPCRとかELISAなんかも使ってやっていますけれども、検査方法というのは顕微鏡検査だけなので、EU規則にそういうふうにかかれてあるのかどうかというのがちょっと一つ知りたいことです。

それからもう一つ、3ページのところに2002年ですか、4件あって、とうもろこしグルテン飼料云々のところは国名が書いてないのですけれども、これはどこなのでしょう、アメリカとかそういうところなのでしょう。ほかの2001年とかほかの年度ではその輸入飼料の製造国というか輸入された国が書いてあるのですけれども、そこだけちょっと書いていなかったもので、もし分かれば教えてくださいたいと思っております。よろしくお願ひします。

○山本専門委員 最初の顕微鏡検査の件ですけれども、EUの規則では確か顕微鏡だけでいいというふうになっていたと思っております。それで、PCRとかELISAは追加で各国やりたいところはやっているという状況です。

もう一つの国の件ですけれども、ちょっとこれ。魚類の骨が見つかったのは英国のメーカー、もう一つの方はちょっと記載がなかったように思ったので、ちょっと記憶があいまいですけれども、たしか記載がなかったのだと思っております。

○酒井座長 今回のことは、3ページで2001年は米国、2002年は英国、それから2004年はドイツと記載されてあります。

何か事務局は。

○山本評価第二課長 事務局でも確認させていただきます。

○酒井座長 ほかにはございませんでしょうか。

ただ今山本専門委員からアイルランドにつきましては違反も少なく飼料規制が厳密に行われています。内容につきましても3ページにありますように、かなり詳しい情報があります。それから、ポーランドにつきましては5ページに違反件数が多く、しかも内容が不明であるということで、これは我々共通の認識にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

事務局に確認したいのですが、3ページにあります海生哺乳類由来というのは、中身は分かりますか。

○大曾根課長補佐 海生哺乳類以上の例えばイルカとかクジラとかということだと思っておりますが、それ以上のことは記載がないです。

○酒井座長 わかりました。

特に御意見がなければ、ポーランドにつきましてはただ今山本専門委員からお話がございましたように、飼料規制における違反内容の詳細を再度確認し、問合せをして、ポーランドからの回答が得られた後に改めて審議を進めるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大曾根課長補佐 佐多専門委員から御質問のございましたアイルランドの 2002 年のとうもろこしグルテンから微量の哺乳類由来骨が検出された事例ですが、これの輸入元なのですが、すみません、やはりこれについてはどこからというのが回答中書いてございました。

○酒井座長 追加の方はイギリスということですね。

○大曾根課長補佐 はい、その下の豚用飼料についてはイギリスということになっております。

○酒井座長 佐多専門委員、よろしいですか。

○佐多専門委員 はい、ありがとうございます。

○酒井座長 それでは、重複いたしますが、ポーランドにつきましては飼料規制における違反内容の詳細を再度問合せしまして、回答を得た後に改めて審議を進めるということにしたいと思います。

続きまして、前回の専門調査会におきまして可能であれば諮問事項の（1）及び（2）に係る評価結果のたたき台を作成することとされたところであります。起草委員の先生方にアイルランドにつきましてはの案文を検討していただきました。そして、事務局に評価書としての体裁を整えてもらいましたので、まず事務局から結論の前文であります前回の資料からの修正点を説明してもらいます。その後、いわゆる結論部分につきましては、食品健康影響評価の案につきまして起草委員を代表しまして山本専門委員から説明をいただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

○大曾根課長補佐 それでは、資料 2 の御用意をお願いいたします。資料 2 につきましては昨年御審議をいただきましたアメリカ、カナダ、フランス、オランダ、どちらかというところとフランス、オランダと言った方がよろしいかと思うのですが、その 30 か月齢までの牛肉等について評価した際のものに合わせる形で体裁を整えさせていただきました。

表題につきましては一応厚労省からの諮問内容を踏まえまして、「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」という題名にさせていただいております。

続きまして 1 ページ、目次を御覧いただきたいのですが、今申し上げましたように、昨年 10 月の評価書をベースに項目立てをさせていただいております。要約があって、その後 I といたしまして背景及び評価に向けた経緯、II が BSE の現状、III が牛群の感染状況、IV が SRM 及び食肉処理、V がいわゆるまとめ部分でございます食品健康影響評価

になっております。

続きまして 3 ページをお願いいたします。こちら要約を仮置きで事務局で書かせていただいておりますが、本日の審議などを踏まえまして変更等させていただきたいと思っております。

4 ページからが I の背景及び評価に向けた経緯になっております。前回の専門調査会で事務局提案という形でお出ししたのからほぼ内容は変わってございません。一応おさらということになりますが、5 ページを御覧いただきたいと思っております。今回の諮問事項でございまして、今回については「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓についての輸入条件の設定」という諮問内容になっております。

そして具体的な諮問内容といたしましては、(1) として月齢制限とございまして、こちらはまさに輸入する牛の月齢の制限ということになりますが、現行の「輸入禁止」から「30 か月齢」とした場合のリスクを比較となっております。

そして (2) が SRM の範囲でございまして、現行の「輸入禁止」から今の日本の SRM の範囲となります「全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接合部分から 2 メートルの部分に限る。）並びに 30 か月齢超の頭部（舌及びほほ肉を除く。）、脊髄及び脊柱」、これに変更した場合のリスクを比較となっております。

そして (3) でございまして、これは上記の (1) と (2) を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価となっております。

続きまして、飛びまして 8 ページをお願いいたします。こちら II、BSE の現状としまして、まずは世界の BSE の発生頭数の推移を書かせていただいておりますが、細かくて恐縮でございまして、ここの累計の頭数につきまして前回誤植がございまして、3 頭ほどずれておりましたので、最新の情報で 190,646 頭とさせていただきます。

そして、その減少傾向といたしまして、2012 年には 21 頭、2013 年、今年ですが、6 月現在で 3 頭という形で最新のものに変更させていただきます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。こちらの表は昨年、米、加、仏、蘭の時も OIE の発生頭数をそのまま記載をさせていただいておりますので、今回この表についてはそれを踏襲させていただきたいと思っております。注意書きの※2 を御覧いただきたいと思っております。今回厚生労働省を通してアイルランド政府側に厚生労働省から提出された発生頭数と、OIE のホームページに載っている発生頭数のずれがありましたので、どちらが正しいのかという問い合わせをいたしましたところ、厚生労働省に提出した資料の数字が正しいということがございましたので、注意書きとしてアイルランド政府によると、1,659 頭、OIE の方と 4 頭ほどずれがございまして、こちらが確認されているが、本図においては OIE ホームページの情報を採用したという注意書きを書かせていただいております。

続きまして 11 ページをお願いいたします。11 ページに BSE の検査体制の概要の表をおつけしてございまして、こちら前回の専門調査会におきまして小野寺専門委員から御指

摘がございましたけれども、アイルランドの表のところでも高リスク牛のところ、括弧書きで「48 か月齢未満であっても臨床的に BSE を疑う牛は対象」という文言を追記させていただいております。

その後 14 ページをお願いいたします。こちら牛群の感染状況でございますが、ここで 22 行目あたりからになるのですが、この 2002 年にはという文言の下りにつきまして、前回でありますと仏、蘭の評価書の時の流れの記載があるのですが、ちょっと分かりづらという御指摘をいただいていた部分がありまして、それについて文言の整理をさせていただいております。ここは起草委員の先生方からも御了解をいただいた上でちょっと手直しをさせていただきました。

続きまして 16 ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたように、基本米、加仏、蘭の時は OIE の発生頭数をベースに表なりを作成させていただいたところなのですが、今回アイルランドから詳細なものが、ずれているという点とその詳細が送られておりましたので、それに合わせる形で発生頭数を修正しております。非常に細かい点でございますが、1996 年でございますが、こちら OIE 上は 73 頭なのですが 74 頭にしておりますし、1999 年では OIE では 91 頭とあるのですが、これを 95 頭にしております。そして、2003 年では 183 頭と OIE にあったのですが、これを 182 に修正をしております。

なお、下の方、アスタリスクをつけておりますが、「2013 年 3 月にも 1 頭の BSE 陽性牛が確認されている」という文言を追記させていただいております。

続きまして 17 ページでございます。BSE の発生状況でございますが、フランス、オランダのときは OIE の報告によるというという文言で始まっていたのですが、こちらアイルランドから正確な数が出ていましたので、「アイルランドでは」という文言に最初をしております。

そして、今回さらに起草委員の先生方との打ち合わせの中で文章を精査させていただきましたのが 25 行目からの文言でございます。いわゆるアイルランドでは BARB が 11 頭発生しているわけですが、これの原因についてアイルランド政府の見解が文献を含め 3 つほどございましたので、それをまとめる形で 3 行ほどの文章を精査して追記をしております。

こちらですが、読ませていただきますと、「これら」、いわゆる BARB ですけれども、「これらの発生については、アイルランド政府は、飼料規制の強化がフィードチェーン全体に効果を発揮するまでの間にフィードチェーンに残留した飼料規制強化前の微量の古い飼料に起因すると考えている」というふうにありましたので、この事実を書いております。

ちなみに、この微量という言葉ですが、これは原文では **small traces** という言葉が書いてあります、微量という訳でよろしいのではないかと我々のほうも思っているところがございます。

その後、20 ページからは SRM 及び食肉処理がついてございますが、こちらは前回の提出された内容とほぼてにをはの修正レベルでございますので、大きな修正はないところ

でございます。

食品健康影響評価の前までは以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明につきまして御意見御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○小野寺専門委員 16 ページなのですけれども、一番下に、「2013 年 3 月にも 1 頭の BSE 検査陽性牛が確認されている」と書いてあるわけなのですけれども、ちょっとこれは最近の症例で結構重要な症例なので、もうちょっと、確か先ほどの話だとこれは非定型ではないということでした。

○大曾根課長補佐 まだアイルランド側は分別をしていないということです。

○小野寺専門委員 そうすると、あと月齢もたしか百何十月齢ですか。

○大曾根課長補佐 178 か月齢です。

○小野寺専門委員 178 か月ですか。それもせっかくですから、ここに書き込んでおいた方がいいのかなという気がしたのですけれども。

○酒井座長 確認ですが、今のことを挿入したらどうかという御意見ですか。

○小野寺専門委員 そうそう、どこにもそういう文章なかったのです。

○酒井座長 はい。

○山本専門委員 確認ですけれども、この表の注として挿入するのでしょうか。文章として。

○小野寺専門委員 文章としてありましたか、どこか。

○山本専門委員 いや、文章としては書き込んでいなかったように思いました。

○山本評価第二課長 生年月日等詳細書いているのは 17 ページの 23 行目からで、それは BARB については詳しく書かせていただいたのですけれども、BARB ではない牛の出生とか本文には先ほど山本委員からあったように書いていないのですが。どういたしましょうか。

○小野寺専門委員 一番最近の症例ぐらい入れておいていいのかなと僕は思っただけなのですけれども。

○酒井座長 16 ページの下に 2 行目のところに記載してあるので、これで十分理解できるのではないかとはいえますが。今のお話ですと、小野寺専門委員の御指摘ですが、17 ページの 6 行目ですか、2013 年 3 月に 1 頭ということで、ここに記載されています。

○小野寺専門委員 分かりました。それでも結構です。月齢は入れなくてもいいですか。

○山本専門委員 月齢については、最若齢と最高齢の話と平均月齢、その記載が 17 ページの 9 から 11 にありまして、最新のものだけを特別に扱ってはいなかったのですけれども、いかがでしょうか。

○小野寺専門委員 まあ一応ほかの国ではそんなに細かく書いてなかったと思いますが。

○酒井座長 はい。

○山田専門委員 よろしいでしょうか。質問ですが。18 ページの図 3 のアイルランドの

出生年別の BSE 検査陽性牛頭数の図がございます。この出生年別の頭数を見ると、1996 年から 97 年の間で激減しているわけですが、これを飼料規制との関係で見ると、14 ページに飼料規制の経緯が記載されていますが、1990 年 8 月から反すう動物用の飼料としての肉骨粉の販売及び給与を禁止していると。96 年から豚、鶏用の飼料に対して飼料規制の強化が行われたと書いてありますが。これは実質的にこの図を見ると 1996 年まではどんどん使われていたというふうに考えればよろしいのでしょうか。つまり、飼料規制の経緯とは異なって使われていたと考えればよろしいのでしょうか。

○山本専門委員 96 年に飼料規制というか、完全ではないけれども、反すう動物から反すう動物というような規制が行われ始めているわけですね、これは世界中で始まっているわけですが、その後、EU での完全飼料規制、動物由来たん白質を全く使用してはいけないというような規制に変わったのが 2001 年ということですので、96 年の規制が一応効果は発揮し始めたというふうには考えられると思います。

○山田専門委員 そこにある 1990 年 8 月からの独自に禁止したというのは、実際には余り行われていなかったというふうには考えられるということではよろしいのでしょうか。

○山本専門委員 実質的な効果が余り出ていなかったというふうには考えられると思います。

○山田専門委員 ありがとうございます。

○横山専門参考人 95 年で激減しているというのは、その 90 年の飼料規制の効果なのではないですか。牛の潜伏期が 4、5 年ということを見ると、90 年に導入した飼料規制がようやくそこで効果を発して。ただ、ほかのイギリスと同様に交差汚染であるとかそういう完全な排除をするという目的で 96 年からのものがだめ押し的に効力を発揮したというふうには考えたらいいのではないのでしょうか。

○山本専門委員 このグラフは出生コホートのグラフですので、検出年ではありませんので、恐らく 90 年の規制はそこまでの効力を発揮していないというふうに考えた方がいいと思います。

○酒井座長 今回の山田専門委員からの御質問、よろしいですか。

○山田専門委員 はい。

○酒井座長 2013 年の件につきましては 17 ページ、それから 16 ページに記載しているもので、これでいかがでしょうか。よろしいですか。

○小野寺専門委員 はい。

○酒井座長 それでは、ほかにもございますか。

またこの後に議論を進めまして、また戻ってまいりまして、御意見があればそこで議論をしていただきたいと思います。特になければ最後まで説明をさせていただいて、そして議論をしていきたいと思っております。

山本専門委員から食品健康影響評価につきまして御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本専門委員 それでは、食品健康影響評価の案について説明させていただきたいと思  
います。

まずは、全文を事務局から読み上げていただけると助かります。よろしくお願  
いします。

○大曾根課長補佐 それでは、読み上げさせていただきます。資料 2 の 23 ページから  
お願いいたします。

## V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から  
提出された評価対象国に対する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見  
から、諮問内容のうち、アイルランドについて、(1) の輸入月齢制限及び (2) の SRM の  
範囲に関する取りまとめを先行して行うこととした。

### 1. BSE の発生状況

世界の BSE の発生頭数は累計で 190,646 頭であるが、年間の発生頭数は 1992 年の  
37,316 頭をピークに減少し、2012 年には 21 頭、2013 年には 3 頭となっている (2013  
年 6 月現在)。

アイルランドでは、1,659 頭の BSE 感染牛が確認されており、うち 3 頭は非定型 BSE  
である (2013 年 6 月現在)。出生年でみた場合、2004 年 4 月生まれの 1 頭を最後にこ  
れまでの 9 年間に生まれた牛に BSE 感染牛は確認されていない。

### 2. 飼料規制とその効果

アイルランドにおいては、牛の飼料への BSE プリオンの混入を防止するための使用自  
粛を含む飼料規制が 1990 年に導入され、その後段階的に交差汚染防止まで含めた対策が  
強化されてきた。

アイルランドにおいては、全ての動物由来たん白質について、全ての家畜用飼料への利  
用を禁止する飼料規制が 2001 年 1 月に導入された。

交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、アイルランドは 12 年以  
上が経過している (2013 年 9 月現在)。また、アイルランドにおいては、OIE が示す  
「管理されたリスクの国」に要求される 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛の検出が可能なサ  
ーベイランスが実施されている。飼料規制が強化された後に生まれた BSE 検査陽性牛  
(BARB) は、11 頭確認されている。うち、飼料規制が強化された 2 年後の 2003 年ま  
でに生まれた牛に 10 頭の感染牛が摘発されているが、2004 年生まれの牛において摘発  
された感染牛は 1 頭のみであり、この 1 頭を最後にこれまでの 9 年間に生まれた牛には  
BSE 感染が確認されていない。

よって、アイルランドにおける飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮してい  
るものと判断した。

### 3. SRM 及び食肉処理

アイルランドにおいては、OIE が「管理されたリスクの国」の貿易条件として定めた

SRM の範囲より広い範囲を SRM と定義し、SRM の除去やピッシングの禁止などの食肉処理工程における人への BSE プリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

従って、牛肉及び牛内臓による人への BSE プリオンの曝露リスクは、BSE 対策の導入以降、飼料規制等による牛への BSE プリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

#### 4. 牛の感染実験

本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（別添資料）のとおりである。

#### 5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）

本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症対策の見直しに係る食品健康影響評価」のとおりである。

なお、vCJD は、2013 年 6 月現在、世界中で 228 例が報告されており、うちアイルランドにおいて 1999 年に 1 例、2005 年に 2 例、2006 年に 1 症例の計 4 例の発生が確認されているが、2006 年以降は発生が確認されていない。

#### 6. 非定型 BSE

本事項については、2012 年 10 月評価書「牛海綿状脳症対策の見直しに係る食品健康影響評価」のとおりである。

なお、2013 年 6 月現在、アイルランドでは 3 頭（いずれも H 型）の非定型 BSE 陽性牛が 11 歳、14 歳、16 歳の高齢で確認されている。

25 ページをお願いいたします。7. まとめ、ここから基本アメリカ、カナダ、フランス、オランダの評価書内容と同様です。

### 7. まとめ

#### (1) 牛群の BSE 感染状況

アイルランドにおいては、これまで 1,659 頭の BSE 感染牛が確認されているが、2001 年 1 月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛には、2004 年 4 月生まれの 1 頭を最後に BSE 感染牛は確認されていない。引き続き BSE の発生状況等の確認は必要であるが、アイルランドにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、アイルランドにおいては、EU が定めたサーベイランス水準を満たしており、結果として OIE の定めた 10 万頭に 1 頭の BSE 感染牛が検出可能な水準を満たしている。

#### (2) BSE 感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

上記のようなアイルランドの牛群の BSE 感染状況の下では、仮に BSE プリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、牛における BSE プリオン摂取量は、感染実験における英国 BSE 感染牛脳組織 1 g 相当以下と想定される。1 g 経口投

与実験では、投与後 44 か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後 42 か月目（46 か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSE の脳内接種実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前 7~8 か月であることから、さらに安全を考慮しても、30 か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJD の発生については、最も多くの vCJD が発生していた英国においても、2000 年をピークに次第に減少してきている。vCJD の発生は BSE の発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJD の発症者は世界全体で年に数名程度と大幅に減少していることから、この間の飼料規制や SRM 等の食品への使用禁止をはじめとする BSE 対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型 BSE が人へ感染するリスクは否定できない。現在までに日本の 23 か月齢の牛で確認された 1 例を除き、大分部は 8 歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は 6 歳~18 歳）。また 23 か月齢で確認された非定型 BSE 陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は BSE プリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型 BSE に関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクは、あったとしても無視できると判断した。

### (3) 評価結果

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記 (1) 及び (2) に示した牛群の BSE 感染状況及び感染リスク並びに BSE 感染における牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、アイルランドに関しては、諮問対象月齢である 30 か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちアイルランドに係る (1) の輸入月齢制限及び (2) の SMR の範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

#### ①月齢制限

アイルランドに係る輸入条件に関し、輸入月齢制限の規制閾値が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

#### ②SRM の範囲

アイルランドに係る輸入条件に関し、頭部（扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱について、SRM の範囲が「輸入禁止」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

以上でございます。

○山本専門委員 ありがとうございます。

ただ今全文を読み上げていただきましたけれども、もう一度繰り返しのになりますけれども、そのまとめのポイントをちょっと説明しておきたいと思います。

1 番の BSE の発生状況は、アイルランドにおいて 1,659 頭、うち非定型 BSE は 3 頭。2004 年 4 月に生まれた牛を最後に 9 年間確認されていないという状況です。

飼料規制とその効果については、完全飼料規制が 2001 年 1 月から実施され、12 年以上が経過しています。BARB は 11 頭確認されていますが、アイルランド政府の見解では、フィードチェーンに微量に残った異常プリオンたん白質が原因と判断しています。ちなみに、最終発生が 2004 年 4 月ですが、これはフランスと同じになります。

アイルランドにおける飼料規制は BSE の発生抑制に大きな効果を発揮していると判断いたしました。

SRM 及び食肉処理では、フランスやオランダと同様に問題ないというふうに判断しております。

それから、4 番の牛の感染実験、それから 5 番の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、6 番の非定型 BSE についてはこのとおりですが。

7 番のまとめの文章ですけれども、これは基本的にフランス、オランダと同様な書きぶりというふうになっておりまして、そこをアイルランドというふうに置き換えてあるということでございます。

以上で説明を終わります。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただ今の山本専門委員からの説明に対しまして御意見御質問ございましたらお願いいたします。

本日欠席されている専門委員の方から御意見をいただいておりますので、その御意見を最初に事務局から読み上げていただいて、それも踏まえた上で議論をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○大曾根課長補佐 それでは、資料 3、1 枚紙でございますが、こちらの御用意をお願いいたします。欠席の専門委員の先生方からの意見等でございますが、今回甲斐専門委員、水澤専門委員、毛利専門委員の 3 名の先生方から御意見をいただきました。

まず最初、甲斐専門委員の意見です。アイルランドの評価書について意見を提出します。①EU 規則に基づいた飼料サンプリングが計画的に実施されており、製造段階、牛飼養農家の立入検査において、不適合がない。②輸入飼料のサンプル検査では、違反数は近年輸入飼料の 1 件である。③、①と②の理由から、同国の飼料規制は有効に機能していると判断する。④2004 年 4 月生まれの 1 頭を最後に、これまでの 9 年間に生まれた牛に BSE の発生は確認されていない。⑤以上の理由により、「アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」は、妥当と判断する。

続きまして、水澤専門委員の御意見でございます。議事 (1) アイルランドに関しては、

2004 年まで少数例の発生はあるもののその後はなく、アイルランド政府の説明は合理性があると思われることから、評価書案どおりで良いと思われます。ポーランドについては判断の基盤となる飼料規制の違反が長年に亘って非常に多く、また問合せに対し詳細な回答がないことから、今回は評価できないという方針で良いと存じます。ブラジルの件は省略させていただきます。

3 番目、毛利専門委員からでございます。「アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価について」とありますが、ポーランドに関しては飼料規制にかかる不適合及び違反数がかなり多く認められ、その具体的内容について検討する資料もないため、評価できないと考えました。したがって、アイルランドについてのみ意見を述べさせていただきます。

裏側でございます。アイルランドにおける飼料規制等の具体的内容については、生体牛、肉骨粉等の輸入状況、飼料の規制状況は、配布資料からは厳しく規制されていることが理解できます。しかしながら、BSE の発生状況は 2001 年 1 月からの飼料規制の強化後に生まれた牛から 11 頭と数多くの BSE 陽性牛が検出されていることは慎重に議論すべきであると考えます。これに関しては、アイルランド政府が、飼料規制の強化がフィードチェーン全体に効果を発揮するまでの間にフィードチェーンに残留した飼料規制強化前の微量の古い飼料に起因するという見解を示しており、2004 年 4 月を最後にその後に生まれた牛における BSE 発生が報告されていないことも加味すると、飼料規制が十分に浸透していると考えられ、アイルランド政府の見解を否定することはできないと思います。また、SRM 及び食肉処理のシステムもリスク低減方策が実施されており、トレーサビリティも実施されています。以上のことを考えると、30 か月齢以下の輸入に関して vCJD を惹起するリスクはゼロに近いと考えるという評価書（案）に矛盾はないと思います。

なお、評価書の月齢制限と SRM の範囲のリスクに関する表現はわかりにくいので、ストレートに表現されてはいかがでしょうか。「輸入禁止」はリスクゼロなのでそれを踏まえて、シンプルに「30 か月齢のリスクはほとんどないか、あっても非常に少ない」と表現してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

3 人の専門委員から御意見をいただいております。これらを拝見する限り、甲斐専門委員、水澤専門委員の御意見につきましては、ポーランドについては先ほどもう既に改めて問合せ後に議論をするということですので、ここは置いておきます。それから、水澤専門委員の御意見についてはブラジルに関しての意見がございますが、これはブラジルのところで議論を進めたいと思っております。毛利専門委員からは、裏面に表現として一部訂正したらどうだろうかという御意見を頂いております。

ただ今の 3 人の専門委員の御意見も含めまして、各先生方から御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。どうぞ。

○佐多専門委員 アイルランドの場合は今までの国と違って、毛利委員が指摘されているとおり、飼料規制後の BSE の発生状況というのがかなり多いというのが特徴だと思います。その原因は、アイルランド政府はどこかに残っていたのが原因だろうという言い方で終って、その後のことは何も書いていないわけです。フランスの 2004 年の事例というのは、それも調べて結局よく分からないという結論でした。ただ、そのままそれでよしとするというのも癪なので、何かもう少しこの辺の詳しい状況というのが分かるような情報があれば、単にどこかに残っていたのだということは簡単なのですけれども、そんな証拠だとか、あるいはそういうことが示唆された場合に交差汚染防止ということで何か対策がとられているのかとか、そんなことも少し議論した方がいいのかというふうな気がいたしました。その辺いかがでしょうか。

○酒井座長 これ以上の資料が事務局は持ち合わせていないのではないかと思いますし、議論するには難しいポイントだと思っています。ただ、最終的には 2004 年 4 月生まれ、これを最後に以降発生がないところが飼料規制の有効性の確認という意味では一つあると考えているところです。それ以前の BARB が確かに多いというのは気にはなるのですが、恐らくフランスと同じようにそれ以上の説明というのはかなり難しいのではないかと考えております。

○佐多専門委員 飼料規制は一般的に EU と同じような形でやられているのだと思うのですが、特にアイルランドでその後個別に追加された飼料規制の個別の政策みたいな、そういうものは特にないということになる。

○山本専門委員 それ以上の規制を強化したということは特になかったと認識しています。

○酒井座長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

前半の部分に含めまして全体で御議論いただければと思います。どうぞ。

○門平専門委員 先ほどの BARB のことですが、多分アイルランドも論文を出していますけれども、11 頭しか出てないとやはり疫学的なリスク要因の確定はできない。イギリスの場合は BARB が非常に多くて、それは、日本のような牛農家は牛しか飼っていないという形態ではなくて、フランスとかヨーロッパでは鶏も豚も飼っているという理由であると説明されています。私の記憶もどこまで正確かちょっとあてになりませんが、そんな論文を読んで、飼育方法の違いにより国によって牛への飼料の規制だけでは完全にゼロにはできなかったということが分かります。この 2001 年というのが完全な、反すう動物だけじゃなくて豚や鶏への飼料への肉骨粉添加を禁止した年ということです。そのところに注目し、ほぼ禁止した後は発生していないという考え方をとれば、飼料規制はきちんと動いていったのだらうというふうに考えればいいのかと思います。

○酒井座長 ほかにございますか。ただ今の議論は 17 ページのいわゆる出生コホートの特性のところ、2001 年の完全飼料規制の後に BSE が 11 頭発生しています。そして、大きい要因は飼養形態が多様で、家畜をミックスして飼育しているということを門平

専門委員からお話いただきました。

ほかにはございますか。どうぞ。

○山田専門委員 基本的にこの評価書（案）のこの案に賛成なのですが、この佐多先生おっしゃられている 2001 年の飼料規制強化後の 11 頭の BSE の発生に関しては、やはり恐らく結論は出ないと思うのですね。2001 年 1 月以前の飼料に対して回収措置をとったということが書かれてはいるのですが、15 ページの上のほうに。これ実際に回収されたかどうかということが恐らく問題だと思うのですが。そのあたりは確認はなかなか難しいと思うのですけれども、情報があれば少し参考になるのではないかなというふうに思います。

○酒井座長 回収措置は恐らく前半のところは資料 1 にありますように、工場ベースではこのように回収されていますが、今のお話は農家段階ということですね。その情報はありますでしょうか。

○山本専門委員 資料の 1 なのですけれども、これが実は 2006 年からのデータで不適合ゼロということで、その前の年のデータはないのですね。ですから、2004 年に最後に発生しているのですけれども、2001 年以降 4 年までの間とか 5 年ごろまでにどう確認したかということの確認はとれておりません。ということから、ひょっとしたらまだその時には農家に残っていた可能性というのは十分考えられるということです。

○酒井座長 15 ページの上から 2 行目から 4 行目にかけて、以前の動物由来たん白質については市場、流通経路、農場から在庫を回収することが法律で規定されたということで、法律が規制されているということで、我々理解する以外ないかなと思うのですが。

○佐多専門委員 今までもそうだったのですけれども、そういう法律とかで規制されたとしてもそれが実際どうだったかということが今まで評価に加えていたわけなので、そういう資料があればそこに加えられれば皆さん納得されると思うのですけれども、それが大体分からないのでこういうふうになってしまうのだらうと思うのです。ただ規制されている法律ができたからいいのだというそういう議論にはならないというふうに僕は思います。

○山本専門委員 佐多先生おっしゃるとおりだと思いますので、検証が必要なのですけれども、アイルランドから提出されたデータとしては 2006 年以降違反がなかったというデータだけでして、ちょっとその前のデータとしては今のところ、必要があれば求めてみまうけれども、いかがでしょうか。そこまではかなり不適合、もし検査していたとしてなかなか回収がうまくいってない部分があったのかとも思われますね、2004 年に発生していますので。

○佐多専門委員 この 17 ページの 28 行目のところに参照 8、9、10 とありますよね。多分その参照 8、9、10 のそのものが参考資料の 1-6 とか 2-3 とか。それから、Preventive Veterinary Medicine の論文があつて、そういうことが記載されているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。あるいはもう少し詳しい記載があればもし追加するということが可能であればいいと。

○山本専門委員 その論文の中にもたしか推測されるというふうに、要するに農家に残っていた可能性とかそういう古い飼料の微量の残留が推測されるという記載しかなかったの、それ以上のことは検証ができていないのだというふうに考えています。

○酒井座長 これはフランスを評価する場合にもやはりそういう議論をして、いわゆる残っていたものについてはそれに起因すると、あくまでも推論ですけれども、それに我々は結論を導いたというこれまでの経験がございます。これまでオランダとフランスについては比較的似たような条件でありますので、是非そこも思い出しながら議論をしていただければと思います。

○姫田事務局長 事務局から申し上げます。

BARB が起こった国についての、我が国も含めて、今佐多先生がおっしゃっているようないわゆる明確な原因を特定している国はカナダ以外ございません。ほとんどの国が今門平先生がおっしゃったこととか、あるいはアイルランドが回答したことで最終的な結論にしている、我が国も飼料規制後の流通段階あるいは農家段階で残ったものだろうという結論になっているので、多分各国ともカナダを除いてそういう結論ではないかなと思っています。

○酒井座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

熊谷委員長、御意見はございますでしょうか。

○熊谷委員長 もうほとんど今までの御説明で十分なのではないかと思えます。ただ、アイルランドについてこの評価書を見てみますと、1990年に一度規制をかけて、1996年に豚、鶏用飼料に規制をかけたわけですね。そこでぐっと効き目があったという事実と、それから先ほど門平委員のおっしゃった混合型の農場というのは非常によく一致していると思えますので、何か全て矛盾なくよく理解できるような気がします。

○酒井座長 ありがとうございます。

ほかにはございますか。どうぞ。

○横山参考人 一つよろしいですか。結論等には全く異論はないのですけれども、一つの提案として、OIE がリスクステータスを行っているではないですか。それが例えば今回の評価結果と齟齬がないのであれば、それを補足資料として使う。すなわち、OIE 毎年のようにそれぞれの国の評価書を提出させていますので、リスクが変わらないということを保証していくというような使い道はできるのではないかなというふうに考えます。

○酒井座長 恐らくこれからもこの後のブラジルについても議論しなければいけません、OIE がそれぞれ科学的な評価を公表した際に、その必要があれば議論を展開する必要もあると思います。

では、意見集約をしたいと思えますが、その前に毛利委員から御意見をいただいておりますが、これは表現についてであります。これについてとりあえず私どものほうで最後の部分を修正案という形で取りまとめをいたしましたので、これも少し議論をしていただ

きたいと思います。事務局から説明をしていただくということによろしいでしょうか。

では、事務局から説明をお願いしますか。

(資料配布)

○酒井座長 26 ページの最後の評価結果のところの月齢制限と SRM の表現のところ、資料 3 の 2 ページ目にありますような御意見をいただいておりますので、それに基づいて修正案ということで原案を作成いたしましたので、事務局から説明をお願いします。

○大曾根課長補佐 それでは、御説明をさせていただきます。左側が現行案ということで、まさに評価書(案)の 26 ページの①と②の文言、こちらをそのまま記載させていただいております。右側のほうが修正(案)とさせていただいたのですが、毛利専門委員からの御指摘とは若干ずれるかもしれないのですが、文言がわかりづらいという御指摘と理解しております。①の月齢制限の修正(案)を読み上げさせていただきます。

アイルランドに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と、ここが変わっています。「輸入禁止」の場合というのを先にもってきております。輸入月齢制限の規制閾値が「30 か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。というふうにしております。

そして②の方、こちらはどちらかというと毛利専門委員はこちらの方がわかりづらいという御指摘だったと思うのですが、SRM の範囲につきまして、アイルランドに係る輸入条件に関し、ここからまた文章の入れ替えをしております。「輸入禁止」の場合と SRM の範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。としております。

基本両方とも「輸入禁止」の場合というのを先にもってくることによって、よりリスクの差の比較というのが厚生労働省からの諮問内容でしたので、それに合致した読みやすい形になっているのではないかと考えられるところでございます。

以上でございます。

○酒井座長 ありがとうございます。

毛利委員の御意見に基づきましてこの修正(案)と言いますか、評価結果のところにつきまして「輸入禁止」の場合を前にもってきたほうがわかりやすいのではないかと御意見がございました。このような形での修正(案)ということにさせていただければと思いますが、これを含めまして御意見をいただければと思います。

ございませんでしょうか。

ほかに御意見がなければ、それでは今アイルランドに対します諮問事項(1)及び(2)の評価結果についてはここに提出いたしました資料 2、それからただ今毛利委員からの御意見に基づいて評価結果の修正(案)、これの結論について合意をいただいたということで御確認をさせていただければと思っております。

この後の評価書(案)の修文につきましてはこれまでどおり私に御一任いただいて、事

務局のほうに提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○山本専門委員 よろしくお願ひいたします。

○酒井座長 ありがとうございます。

それでは、今後必要な修文を行った上で、食品安全委員会の方に報告をしたいと思いません。

続いて、議事 2 に入らせていただきます。ブラジルの諮問事項につきましては前回の専門調査会において起草委員を設けることとされました。本日御欠席の水澤座長代理と調整をいたしました結果、侵入リスク、増幅リスク、さらには曝露リスクを検討するための起草委員として筒井専門委員及び山本専門委員。サーベイランス手法、検査手法を検討するための起草委員として堀内専門委員と毛利専門委員をお願いしてございます。このことを御報告申し上げます。

それでは、今後ただ今承認いただきました起草委員の先生方を中心にブラジルに関する評価のための資料作成を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

本日は事務局にブラジルの BSE 対策状況のまとめを作成していただいておりますので、まず事務局から説明をお願いいたします。

○廣田評価専門官 それでは、説明させていただきます。資料 4 を御覧ください。

ブラジルの BSE 対策状況のまとめということで、この資料については自ら評価時、2010 年 2 月のこととございますが、その評価以降、今回の諮問に当たりましてブラジルから追加された資料を基に更新して作成しております。それでは、順番に説明いたします。

国内安定性の中の飼料給与関係の規制でございますが、世界の BSE の発生を受けまして、1996 年、反すう動物由来たん白質の反すう動物への給与禁止ということがスタートしております。2004 年には全ての動物由来たん白質及び油脂の反すう動物への給与禁止ということで強化されております。

続きまして、SRM の利用実態ということですが、まず SRM の範囲といたしましては、全月齢の脳、眼、扁桃、脊髄及び回腸遠位部となっております。脊髄は含まれておりません。そして、SRM の利用実態でございますが、頭部、回腸遠位部は焼却処分、脊髄、脊髄は肉骨粉に加工。この内容については自ら評価時点ではこういうふうになっていましたが、今回のいただいた新たな回答の中にはこの記載が明確に書いておりませんでしたので、この点については確認が必要かと考えます。

続きまして死亡牛なのですが、通常ブラジルでは死亡牛については農場で焼却もしくは埋却されておまして、法的には 2003 年以降死亡動物の加工が禁止されております。

レンダリングの条件、これは 2003 年に 133℃/3 気圧/20 分での処理を義務付けております。

飼料の交差汚染防止対策としては 2008 年に飼料工場の同一施設内で反すう動物用飼料と非反すう動物用飼料の製造を禁止しております。ただし、一定の要件を満たす施設、一定の要件というのは例えばライン分離をしているとか、自ら飼料の検査をしている、それ

で監視している施設についてはこの適用は除外されております。

続いてサーベイランスです。他の病因が判明しない神経症状を呈する、いわゆる臨床的に BSE が疑われる 24 か月齢超の牛、緊急と畜牛、死亡牛がサーベイランスの対象になっておりまして、狂犬病の検査対象となり、結果が陰性であった 24 か月齢超の牛と BSE 発生国から輸入された牛も対象となっています。

続いてと畜場での状況でございまして、と畜場での検査体制、これはと畜前検査が獣医官によって行われています。何らかの異常を示す個体は隔離され、全て脳幹採取の対象となります。一方、健康と畜牛の BSE 検査は、BSE サーベイランスの目的で一部のみ実施されている。これも自ら評価時点ではこのような記載がございましたが、現在の資料を見ますとその頭数が実際何頭いるのかというのがちょっと確認できないものですから、これについてもブラジルに確認する必要があるのではないかと考えます。

そして、圧縮した空気を注入する方法によるスタンニングとかピッシングについては実施しておりません。

SRM の定義については先ほど説明したとおりでございまして、SRM の除去の方法として、頭部の処理、これはブラジルがつくっております SRM の処理のガイドラインに書かれています。頭部検査後に食肉検査官により扁桃を除去。舌、下顎及び筋肉を除いた後に作業員が眼を除去。専用の機械を使って熟練した作業員が頭部を分割し、脳を除去。回腸遠位部の処理については、作業員により盲腸との接合部分から少なくとも 70 cm の回腸を除去。

SRM の除去については、と畜場における SRM の管理プログラムの実施を検査官が確認しております。

続いて脊髄関係でございまして、背割り鋸は 1 頭ごとに洗浄。脊髄は、枝肉の背割り後に専用のナイフ、吸引装置により除去。その後十分な量の水によって枝肉洗浄されている。脊髄の除去は検査官によって確認されています。

この内容についても全てのと畜場で行われているかどうか、226 のと畜場がありますが、全てに適用されているかどうかというのも確認の必要があるかと考えます。

これは確認されていますが、全てのと畜場において HACCP 及び SSOP が導入されています。

MRM、機械的回収肉については一部 9 施設において製造しているという回答がございました。

全体申しますと、自ら評価時点からそれほど規制に関しては大きく変わっているものはないかと考えます。実績として全てのと畜場で HACCP が導入されたとか、MRM が以前は 3 施設だったが 9 施設になったとかということの変化ぐらいでございまして。

説明は以上です。

○酒井座長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明いただきましたが、各委員から何か御意見ございませんでしょうか。

か。ただ今の事務局の説明の中でもブラジルに確認すべき事項があると考えられますが、この資料 4 に基づきまして是非御議論いただければと思います。

どうぞ。

○小野寺専門委員 これで見ると、と畜場のことに関して国内安定性とかサーベイランスとか SRM の除去とか書いてあるのですけれども、餌の検査とかそういうことは、何か書いてありました、返事がありましたか。

○廣田評価専門官 餌の検査についても実施しておりまして、現況検査を実施しているという回答がございます。実際の検査数である内容についても記載があったかと思えます。

○小野寺専門委員 そうすると、例えば餌の違反数とかそういうことも書いてあるわけですね。

○廣田評価専門官 確認できると思えます。

○酒井座長 ほかにはございませんか。

○佐多専門委員 二つ教えてほしいのですが、この SRM の除去のところ、頭部の処理の③に専用の機械を使って熟練した作業員が頭部を分割して脳を除去と書いてあるのですけれども、これどんなものなのか。日本はこんなことしてないのですけれども、専用の機械は何だろうというようなことと、何でこんなことするのだろうというのが疑問なので、もし分かれば教えてください。

それから、次の回腸遠位部の処理ですけれども、70 cm になっているのですけれども、これはこういうものなのですか。これもちょっと分からないので教えていただければ。

○酒井座長 もしも分かれば。

○大曾根課長補佐 今佐多専門委員から御指摘のあった専用の機械でありますとかこの 70 cm にしている理由なのですが、これはすみません、まだ分からないところです。

○酒井座長 恐らく整理をした段階でこのような記述でありますので、ここも確認をする項目になると思います。

ほかにはございませんか。

交差汚染防止対策のところ、一定の要件を満たす施設は適用除外と書いてありますが、これも何か説明できますでしょうか。

○廣田評価専門 それについては記載がございまして、ライン分離をしている施設でありますとか、あと GMP を適用しているところとか、先ほど言いましたように自ら飼料の検査を実施して監督しているところというところは適用除外ですという記載がございました。

○酒井座長 ありがとうございます。

ほかにはございませんでしょうか。

資料 3 に水澤座長代理から御意見をいただいている中で、議事 2 のブラジルに関しては、より詳細な情報が必要と思われましてという御意見もいただいております。

ほかにはございませんか。

ブラジルの評価につきましては前回の当専門調査会におきまして堀内専門委員から現在

の BSE が未発生国から定型 BSE が発生した場合、あるいは同様に非定型 BSE が発生したらどのように評価するかという問題提起をいただいております。本日議事 1 で御議論いただきましたアイルランド、ポーランドの議論の中で、起草委員の先生方と若干議論いたしましたところ、定型と非定型を区別して評価できるのか、現在そこまでのデータがないのではないか。あるいは仮に BSE 未発生国で定型 BSE が発生したとすれば、その時点で最新のデータで評価をせざるを得ないのではないかと、このような御議論いただいたところでございます。

それから、今後 OIE におきましても 9 月に開催されます科学委員会で検討項目に入っているということも聞いておりまして、これから議論をしなければなりません。いずれにしても不明な点がまだまだございますので、これにつきましては引き続き起草委員の先生方で情報を整理しまして、これらを踏まえた上で御審議をいただいきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。結論を出すにはまだ十分な情報量を得ていないというのが先ほど事務局の説明と、ただ今の水澤専門委員の御意見をあわせましてそのように私は判断いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ブラジルにつきましては引き続き次回以降、起草委員によります検討内容を踏まえまして御審議をしていただきたいと思いますと思っております。

予定されております議事につきましては一通り御審議いただきました。事務局から何か御発言ございますか。

○大曾根課長補佐 特にございませぬ。

○酒井座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

私は 9 月末で任期 2 年が終了いたします。任期中は大変専門委員の先生方、そして親委員会であります食品安全委員会の先生方並びに事務局の御支援と御協力によりまして無事任期を務めることができました。改めて感謝申し上げます、本専門調査会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。